

公正取引委員会予算監視・効率化チーム設置要綱

平成 22 年 3 月 30 日
事務総長通達第 6 号

(趣旨及び設置)

第 1 条 「予算編成等の在り方の改革について」(平成 21 年 10 月 23 日閣議決定)に基づき、公正取引委員会が自らの予算執行の効率化へ向けた自律的な取組体制を確立するため、公正取引委員会予算監視・効率化チーム(以下「予算監視・効率化チーム」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 予算監視・効率化チームは、予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行うため、予算執行計画の策定及び推進を担うほか、予算執行情報の開示及び政策達成目標明示制度の推進を行う。

チームの業務についての詳細はチームリーダーが定める。

(構成)

第 3 条 予算監視・効率化チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チームリーダーは、必要に応じて構成員を追加することができる。

チームリーダー	事務総長	
チーム事務局長	官房総括審議官	
チームメンバー	官房総務課長	官房総務課会計室長
	官房総務課企画官	官房人事課長
	経済取引局総務課長	経済取引局取引部取引企画課長
	審査局管理企画課長	外部有識者(複数名)

(開催)

第 4 条 予算監視・効率化チームは、四半期に 1 回、定例会合を開催する。当該定例会合には、原則としてチームの構成員たる外部有識者を参加させる。

(報告)

第 5 条 チームリーダーは、チームの取組に関して、適時、内閣府副大臣(公正取引委員会担当)及び内閣府大臣政務官(公正取引委員会担当)に報告する。

(事務局)

第 6 条 予算監視・効率化チームの事務局は、官房総務課及び官房総務課会計室とする。

(その他)

第7条 その他予算監視・効率化チームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月30日から実施する。